

支給総額3兆円、受給者209万人でパンク寸前！

年収5000万円

超人気養母に生活保護

仰天の言い分

受給者数200万人超という数字は、戦後の混乱期以来のことなのだそう。昨年の震災で仕事を失った人が急増していることも、当然大きく影響していると思われる。その一方で、不正受給者は増加を続けており、若者の受給者も急増しているという。生活保護——それは生活に困窮する者の最低限度の生活を国が保障するもの。いわば、生きるための最後の手段であるはずだ。が、今回取材をした事例をお読みいただければ、この穴だらけの制度をこのままにしておくことに、違和感を、不安を、いや怒りを覚えはしないだろうか。

生活保護法【抄】

施行 昭二五・五・四
(昭和五年五月四日)
法律第一四四号

第一章 総則

第一条 この法律の目的

この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に、その最低限度の生活を保障するとともに、国民に必要なる保護を施すこととすることを目的とする。

第二条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護(以下「保護」という)を受けることができる。

保障される最低限度の生活水準を維持することができる。

「分厚い中間層の復活」野田佳彦首相(54才)は、貧困問題解決のために、こんな目標を掲げた。

そして4月9日に行われた国家戦略会議では、生活保護制度の見直しなどの低所得者対策の策定を指示した。現在の生活保護制度は、収入に応じて受給額が減るために働く意欲を損なうという問題点が挙げられている、それを改善すべく、収入の一部を積み立てて、保護から抜けるときに一括還付する「就労収入積立制度(仮称)」を確立して、低所得者の生活保護からの自立支援を強化するというものだ。

第五十五条 生存権、国の生存権は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利をいう。
②国は、すべての生活部面について、健康及び公衆衛生の向上と増進に努めなければならない。
* (教育を受ける権利)七・二八、①(人たる者としての文化的な生活)七・二九、②(国際人権A九)二二・一、衛生・公害対策 環境基準、災害基本法、教育の義務、義務教育の無償)すべて国民は、法律の定めるところにより、ひとしく教育を受ける権利を享受する。

「役所のいうこと聞いたらアカン!」 タダでもらえるなら、もろうとけばいいんや!

厚労省によれば、今年1月時点で、全国の生活保護受給者は、戦後の1951年度の204万6646人を抜き、209万1902人と過去最高を記録したという。10年度の支給総額は3兆円、12年度予算では3・7兆円にまで膨れ上がり、国の財政を圧迫してパンク寸前に追い込んでいく。

それにともなう、生活保護費の不正受給や、働けるのに働かないで生活保護の甘い汁を吸い続ける若者が急増するといった問題も起きています。そんななか、ある女性の生活保護が、一部で大きな波紋を呼んでいる。

その女性が住んでいるのは、関西地方のある県。最寄りの駅から車で20分ほど走った住宅街にある小さな平屋の借家で、表札も出さず、ひっそりとひとり暮らししている。

「10年以上前は、近所に勤めに出ていたんですが、体調を崩してからは仕事も辞めてしまったみたいなんです。最近では大きな病気を患って、家から出ることはほとんどないようですね。近くには親族のことが住んでいて、助け合いながら暮らしているみたいですよ」(近所の住民)

そんな彼女の唯一の楽しみが、最愛の息子が出演するテレビ番組を見ることなのだ。彼女の息子は、テレビで見

ない日はないほどの超人気お笑いコンビのA。彼の母親のプライベートを守るため、あえて名前を伏せるが、誰もが知っている売れっ子芸人だ。

にもかかわらず、近所ではこんな噂が流れていた。「Aさんのお母さんは生活保護を受けているそうです。でも、息子さんはあれだけ有名なかたで、お金も相当稼いでいるはず。なのに、どうして?」という声は少なくありません」(前出・近所の住民)

結論からいうと、Aの母親が生活保護を受けているのは事実だった。息子であるAとはいまま交流はあり、確かにその母親が生活保護を受けていることには、近所の人でなくとも違和感を覚える。

そもそも生活保護とは、どんな制度なのだろうか——生活保護法第1章第1条にはこう記されている。

「国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」

つまり生活保護とは、憲法で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」を営むための、最後のセーフティネットなのだ。

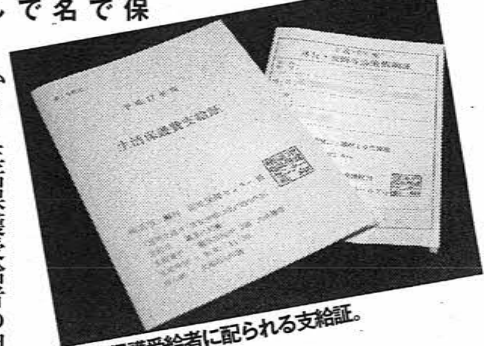
では、生活保護を受給するのはどんな条件があるのか?

① 収入。日本では最低基準が定められており、収入が、その基準を下回っているかがポイントとなる。最低賃金については細かく算出法が決まっております、これは世帯構成などによって異なる。

② 親族で助けてくれる人がいるか。助けてくれる親族がいる場合は、扶養義務が優先される。

③ 収入。日本では最低基準が定められており、収入が、その基準を下回っているかがポイントとなる。最低賃金については細かく算出法が決まっております、これは世帯構成などによって異なる。

④ 本当に働けないのか。身体的な障がいや精神的な病気で働けないなど理由が必要と



生活保護受給者に配られる支給証。

4月26日号 女性セブン

準備から準備 77
いままに相続 すべきこと
いざ、そのとき 相続
準備しないために
女性「漢方」入門 93
女性の悩み別

超人気芸人 年収5000万円
「母に生活保護」 50
木嶋佳苗 被告に 50
私たちが 50

小林幸子を恋、夫vs女社長 奇妙な愛情 29
雅子ママが猛反発、愛子さま「郵便事件」 34
石川遼「婚約発表に隠された2つの幽霊」 36
淡島千景「借金で思い出の家が売られる」 37
野島伸司「遺産目当て」 38
リノシオン 握破りの「でき婚」1年半破局の理由 39
安岡力也「愛息に最期に見せなかつた、弱音」 40
宝くじ「聖書に隠された4つの金運体質」 40
藤谷美和子「野良猫が生きがい」徘徊 40
天地真理「娘が結婚が通じ合わなかった」 40

今週の特集
私のときめきストーリー
あの日帰る名曲物語 1987年
特別レポート 石巻なつ

カラ-実用
話題の「栄養強化米」をお試し!
グッチ裕三のオリジナルパーティークリーム
春のスタイル ①これがウチの1食500kcal定食
②最新補正下着カテゴリー
ノーフアンデーションでOK肌肌を手に入れました!

グラブ
石川遼「本誌スクリーンショット」の洗礼
小川幸子「目がくらくらむ衣装はこちら」
UKISS 3高×7人のガナム(強い男)
植松見士「春ファッション5つの提案」
愛子さま「踏み出した一歩」
好評連載 山田美保子「山田EYEモード」

好評連載
甘糖りり子「エストロゲン」
鈴木登紀子「ばあばの遺言」
セシナ「プレジデント」
シネマティックキス

金子哲雄の「ニッポンと経済が見える」隔週連載

「生活保護は生活に困窮する人であれば誰でも申請できますが、他に活用できる制度があれば、それらを優先的に活用しなければならぬ」という補足性の原理があり、ただ貧しいからといって誰もが受給できるものではありません」(前出・多村氏)

「Aさんクラスの芸人ですと、推定収入は5000万円ほどでしょうね」(テレビ局関係者)

となると、Aの母親のケースで気になるのが前述の②の条件である。Aが現在出演するテレビ、ラジオ番組はレギュラー、準レギュラー合わせて約10本。また役者としてド



「Aさんの母親が生活保護を受けていれば、おそらく息子である彼のもとに、扶養できないか?という扶養照会が届くはず。本来、民法第877条(直系血族及び兄弟姉妹は互いに扶養をする義務がある)が優先しますので、Aさんにも扶養義務が伴います。しかし、何らかの事情で親子関係を絶縁したりしていれば扶養拒否は可能です」(前出・多村氏)



「いま、オカシが生活保護を受けていて、役所から、息子さんが力を貸してくれませんか?」

て連絡があるんだけど、そんな絶対聞いたらアカン! タダでもらえるんなら、もろうとけばいいんや!

「Aの母は12年ほど前から、高血圧やストレスが原因の突発性難聴、肺気腫などのため、生活が困窮して収入が得られず、保護を受けています。しかし、Aには、母親の他に面倒を見なければならぬ3人の親族がいます。ですので、母親を含め4人の面倒を見れば、その額は4倍となり、彼の負担は大きくなっていくんです。またAはお笑い芸人という職業柄、将来いつ仕事がなくなくなるかわからないため、しっかりと貯蓄しておきたいという考えもあるそうです。」

「たまたまAさんの収入が何千万円であっても、援助の額にまでは行政は踏み込めないんです。Aさんの母親のケースでは、生活扶助基準額から逆算すると、Aさんが母親に送金している額は毎月約4万円以下でしょう。これは例えば、Aさんの年収が1000万円であれば、200万円であらうと関係がなく、それ以上送金すれば、一部生活保護が受けられなくなる場合もあります」

「申請している以外の形、例えば手渡しとか郵便書留で送るとか行政にバレにくい形でお金を援助すれば、収入が本

大阪では18人に1人が受給者

Aの場合は、母親への援助額を行政に申告し、その分を減額している。だが前出のケースワーカーは、あくまで一般論と前置きしてから生活保護の「抜け道」についてこう

生活保護受給者は年金生活者より「特典」が多い

| | 生活保護世帯 | 一般世帯 |
|---------|--------------------------|-------------------|
| 国からの支給額 | 8万820円 (地方郡部は6万2640円) | 6万6000円 (国民年金) |
| 医療サービス | 本人負担なし | 1割負担 |
| 介護サービス | 本人負担なし | 1割負担 |
| NHK受信料 | 免除 | 全額負担 |
| 住民税 | 非課税 | 所得に応じて負担 |
| 家賃 | 最大5万3700円まで加算 | 全額負担 |
| 葬祭費用 | 最大20万1000円まで加算 | 全額負担 |

※東京都の高齢者単身世帯(68才)の場合

「問題点のひとつとして、ケースワーカーの数が圧倒的に足りないんです。本来、ケース

若い世代の人たちからは、生活保護への抵抗感が薄れてきている..。

ワーカーは受給者が自立できるように生活習慣の改善指導や就労指導などをするため、受給者のもとへ月に1、2回は訪問しなければならぬと定められています。ですが、現状では1人のケースワーカーが120人以上の受給者を担当するケースもあるため、それが全然できていないんです。そのため目が行き届きにくい。そんななかで不正受給を見極めていくことは難しいのではないのでしょうか」

しかも、近年は公務員削減の世論も手伝ってか、ケースワーカーの負担は増すばかりなのだという。

ちなみに全国で最も生活保護受給者が多いのは橋下徹市長（42才）の大阪市で、18人に1人が生活保護受給者だ。しかし、それだけに不正受給も他の地域に比べると多い。

「現役の大暴走員が騙し取っていたケースや4年間に1000万円の収入があるにもかかわらず、無収入と虚偽申告していたケースなどがあり、捕まった人のなかには、もたれるものなら何でももらってやれと思った」と供述する人までいたほどです」（地元新聞記者）

これには橋下市長も「受給認定は厳しくしてほしい」と苦言を呈したこともあった。なぜ大阪がワーストなのか芸人Aが大阪とゆかりの深い人間であることも、なんとも

皮肉めいて思えてくる。前述したとおり、生活保護受給者は210万人に迫る勢いで増加の一途を辿っている。もちろん昨今の不況の影響はあるだろうが、それだけが問題ではない。

まず原因として挙げられるのが、高齢者の増加だ。基礎年金だけでは生活していけない高齢者の受給が年々増え続けているのだ。生活保護を受けている被保護世帯の約半分近い数が高齢者世帯となっている。

そして、もうひとつの要因として挙げられるのが、本来なら「働ける」世代であるはずの20代、30代の若者の受給者が増えている点だ。



野田首相は生活保護制度の改正を宣言。

用が増大が原因ですが、若い世代の人たちのなかに、生活保護への抵抗感が薄れていることがいけばんだいのかもしれません。昔は生活保護を受けずに頑張りたいという気持ちがあったものですが、いまは当然の権利として主張する人が増えていきますから「前出・ケースワーカー」

若者の間では、生活保護はネット上で「ナマポ（生保）」と呼ばれ、どうすれば申請が通るかなどの情報交換が当たり前のように行われているという。

年金よりも生活保護が得

彼らが生活保護を受けたがるのには、実は理由がある。



橋下市長の大阪市が全国一受給者が多い。

それは、生活保護受給者には、数々の特典があるからだ。「生活保護受給中は、原則として医療費や介護費、家賃（地域ごとに上限あり。最大5万3700円）は無料。」

さらにNHKの受信料、住民税、国民年金なども免除されます。またJRの運賃や光熱水費の減額もあります「前出・多村氏」

定職がありながら年収200万円以下の「ワーキングプア層」と呼ばれる人々は月収約17万円。一方の生活保護受給者は地域によって受給額の差はあるが、10万〜15万円ほど。ワーキングプア層が家賃、税金、社会保険料などを支払えば、特典を手にした生活保護受給者に比べて可処分所得（自由に使えるお金）が下回ってしまうケースも出てくる。

これでは、「生活保護のほうが得」と、多くの低所得者層の若者が生活保護を受けようとするのももつともといえる。

また、年金を受け取るよりも生活保護のほうが得という問題もなっている。40年間、真面目に働いて、真面目に国民年金を納めてきた人の月々の受給額は約6万6000円。前述したとおり、生活保護受給者は10万〜15万円。若いころに年金保険や健康保険料も払わずにきた人間が、最後に行政に泣きついて生活保護をもらい、年金を納めてきた人の2倍以上の収入を得ているのだから、あまりにバカげた話である。

「いまの制度が続くとすれば厚生年金などがあるサラリーマンは別ですが、年金も納めないで、老後は生活保護をもらったほうが得であるなどという風潮が出てくるのも否定できません。いずれにせよ、稼働年齢層の就労収入が減り、年金もあてにできなくなると、生活保護に対する風当たりが厳しくなっている昨今ですが、簡単に保護にならないためのセーフティーネットをきっちり完備することなど、社会保障制度の全般的な見直しが必要であると思います」（前出・多村氏）

「タダでもらえるんなら、もうとけばいいんや」の発言。さらにはサラリーマンの平均年収が400万円といわれる時代に、高額所得者の人気芸人が「職業柄、将来いつ仕事がなくなくなるかわからないため、しっかり貯蓄をしておきたい」。だから、母親に生活保護を受けさせているという言い分に仰天するのは、本誌だけだろうか。

消費増税、震災復興のための財源などが連日のようにテレビや新聞を賑わしているように、いま国の財政はパンク寸前、というか、すでに破綻しているとの声すらある現実。

そのなかで3兆円もの額が生活保護に充てられている危機感を国民全員が持たなければならぬときがきている。